

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

我が国における米の消費量は、食生活の多様化や少子高齢化の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、水田活用の直接支払交付金の見直しが発表され、今後 5 年間、一度も水稲作付けが行われない水田は、交付対象としない方針が示された。

今回の見直しにより、耕畜連携による飼料作物の生産や水稲栽培に不向きな条件不利地での農地保全が損なわれる恐れがあり、地域農業に重大な影響をもたらすことが懸念される。

よって、国においては、生産者が意欲を持って作付けし、将来にわたって安定的に農業を営み、農地を維持するための制度設計がなされるよう、現場の課題を十分に検証した上で、下記の事項について、確実に実現するよう強く要望する。

記

1. 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
2. 地域農業を維持し、食料自給率を確実に高めるために、交付金の削減ではなく、施策の充実と予算の拡充を図ること。
3. 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 1 6 日

延岡市議会

内閣総理大臣
財 務 大 臣
農林水産大臣

内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長